

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A県B市所在の会社C（以下「会社」という。）に平成〇年〇月〇日に派遣労働者として雇用され、同日から同年〇月〇日まで、会社D（以下「派遣先会社」という。）に派遣されて、プリント基板の検査業務に従事していた。

請求人によると、平成〇年〇月頃から呼吸器の不調が著しくなり、同年〇月〇日にE病院に受診し「肺拘束性障害」（以下「本件傷病」という。）と診断されたとしている。

請求人は、派遣先会社におけるプリント基板の研磨等の作業により有害な化学物質を含む粉じんにはく露したため、本件傷病を発症したとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件傷病が業務上の事由によるものと認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、プリント基板の研磨等の作業により有害な化学物質を含む大量の粉じんにはばく露したため本件傷病を発症した旨主張しているが、当審査会において、医証等の関係資料を再度精査しても、本件傷病がプリント基板の研磨等の作業による大量の粉じんばく露に起因することを証明しうる客観的資料は一切確認できなかった。

一方、請求人の前任者Fは、要旨、「当時、切り出し、マイクロカッター、研磨機、全ての設備は注水下で行われており、作業中に粉じんが飛散することは認められなかった。」と述べており、このことは、労働基準監督署の現地調査においても確認されているところであり、請求人がプリント基板の研磨等の作業において大量の粉じんにはばく露したとは考えにくく、請求人の主張は採用できない。

(2) 請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足るものは見出せなかった。

3 以上のとおりであるから、請求人の本件傷病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。